

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 事業者設定基準届出書

沖電販販企発第8号

令和7年7月30日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之
社長執行役員

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙
のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別紙)

別表第1 3. (2) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 3. (2) に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

事業税 料金収入比

2. 設定した基準

別表第1 3. (2) に規定する電気事業雑収益及び事業税の特定需要部門及び一般需要部門への配分については、別表第1 3. (2) に規定する基準によらず、次の基準により収益及び費用として整理する。

科目		配分基準
電気事業雑収益	再エネ特措法交付金に係る事業税相当額（過年度精算分を含む）	特定需要・一般需要外部門へ直課
	再エネ特措法交付金に係るインバランスリスク料相当額（過年度精算分を含む）	発受電量比
	再エネ特措法交付金に係る再エネ予測誤差対応調整力確保料相当額（過年度精算分を含む）	発受電量比
	電気・ガス料金負担軽減支援事業等の収入補填に係る補助金	特定需要部門および一般需要部門へ直課
	その他	料金収入比
事業税	再エネ特措法に係る事業税相当額に相当する額（過年度精算分を含む）	特定需要・一般需要外部門へ直課
	その他	料金収入比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益のうち再エネ特措法交付金に係る事業税相当額・インバランスク料相当額・再エネ予測誤差対応調整力確保料相当額については、FIT 会計処理見直しに伴い、電気料金雑収益に整理されることとなったが、別表第1 3. (2)の基準に基づき配分すると料金収入比での配分となってしまうところ、従来と同様に整理することが適当であるため、上記の基準を設定した。

電気・ガス料金負担軽減支援事業等の収入補填に係る補助金については、電気事業雑収益に整理されるが、別表第1 3. (2)の基準に基づき配分すると料金収入比での配分となってしまうところ、特定需要部門および一般需要部門それぞれに整理することが適当であるため、上記の基準を設定した。

また、事業税においては、再エネ特措法交付金に係る事業税相当額に相当する額（過年度精算分を含む）を、従来から特定需要・一般需要外部門へ整理していたが、別表第1 3. (2)に基づき配分すると料金収入比での配分となってしまうところ、従来と同様に整理することが適当であるため、上記の基準を設定した。

別表1 4に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表1 4に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引および事業用電力に係る費用については、別表第1 5. までの規定により特定需要部門及び一般需要部門に整理された電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の合計額のうちに、特定需要部門及び一般需要部門ごとの電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の額の占める割合により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

また、発電側課金に係る額については、電力量の多寡によらない料金を別表第1 5. (6)①5) で得た値、電力量の多寡に応じて変動する料金を発受電等量比により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、近接性評価割引および事業用電力に係る費用について、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、上記の基準を設定した。

また、発電側課金に係る額についても、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であり、費用の性質を勘案した配分を行うため、上記基準を設定した。

(別紙)

別表第1 5. (4) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5. (4) に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(4) 2. により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費及び販売費（(1) から(3) までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。）を合計したもの（以下「送配電非関連費用」という。）を整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な要因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

非化石証書購入費については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書購入費については、費用の性質を勘案したより適切な整理を行うため、上記基準を設定した。

(別紙)

別表第1 5. (5)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5. (5)に規定する基準

(5)(4)により整理された送配電非関連費用(販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。)を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用((8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難しいときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

	配 分 基 準
給料手当(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
給料手当振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
消耗品費(環境対策費を除く。)	火力発電費(アンシラリーサービス費用及び環境対策費を含む)については、固定費用と可変費用の割合が一对一となるように整理する。 新エネルギー等発電費用および非ネットワーク給電費用は、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように整理する。

修繕費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
養成費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く）	送配電非関連固定費用に整理する。
他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費に限る。）	送配電非関連可変費用に整理する。
火力発電費のうち「電気事業の部門別収支に関する監査について（20250409 電委第2号）」1. (4)②に基づき非アンシラリーサービス費用として抽出された費用	「電気事業の部門別収支に関する監査について（20250409 電委第2号）」1. (4)②に基づき火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用に整理される費用を抽出する過程において、非離島等供給に係る火力発電費のうちの固定費（環境対策費を除く）からアンシラリーサービス費用のうち送配電関連固定費に整理するものを差し引いた額を送配電非関連固定費用、非離島等供給に係る火力発電費のうちの可変費（環境対策費を含む）からアンシラリーサービス費用のうち送配電関連可変費に整理するものを差し引いた額を送配電非関連可変費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1 5. (5)の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第1 5. (10)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5. (10)に規定する基準

(10) (3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

(10) (3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。ただし、一般販売費用のうち、電気利用効率化促進対策事業の参画によって受給する補助金と当該補助金に対応する付与ポイントの差であって事業者の負担に相当する普及開発関係費については、特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般販売費用のうち、電気利用効率化促進対策事業の参画によって受給する補助金と当該補助金に対応する付与ポイントの差であって事業者の負担に相当する普及開発関係費については、国の電気利用効率化促進対策事業を受けて実施した取り組みであるものの、当該国が支援した範囲を超えるものは、通常の電気料金には含まれないため、特定需要・一般需要外部門に整理することが適当であることから、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第1 7. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 7. に規定する基準

7. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等のうち、法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加にかかる法人税等調整額については、特定需要・一般需要外部部門の欄に整理し、それ以外の法人税等については、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の占める割合により行うものとする。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税を6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により行うものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、経常的に発生せず、特別利益または損失の配分にかかる別表第1 3. (1)の基準と同様に特定需要・一般需要外部部門の欄に整理すべきものと考えられるが、別表第1 7. の基準に基づき配分すると、各部門に整理されることとなるため、法人税等における法人税等調整額の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記基準を設定した。